

監査結果報告書

令和4年度（2022年度）No.2

定期監査（中期）
財政援助団体監査

旭川市監査委員

旭 監 第 51 号
令和4年12月21日

旭 川 市 長 今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長 中 川 明 雄 様
旭川市教育委員会教育長 野 崎 幸 宏 様

旭川市監査委員 大 鷹 明
旭川市監査委員 坪 沼 一 成
旭川市監査委員 上 村 有 史
旭川市監査委員 高 花 詠 子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象	1
(1) 対象事務	1
(2) 対象部局及び対象期間	1
2 監査の着眼点	2
3 監査の実施内容	3
(1) 実施期間	3
(2) 実施方法	3
4 監査の結果	3

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象等	7
2 監査の着眼点	7
3 監査の実施内容	8
(1) 実施期間	8
(2) 実施方法	8
4 監査の結果	8

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 収入に関する事務のうち、市税賦課に関する事務

イ 支出に関する事務のうち、負担金、補助及び交付金に関する事務

ウ 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	負担金、補助 及び交付金に 関する事務	市税賦課に 関する事務	小・中学校に 関する事務		対象期間
			経理 事務	財産管理等に 関する事務	
税 務 部	○	○ ※1	—	—	令和4年 4月1日 ～ 令和4年 7月31日
福 祉 保 険 部	○	—	—	—	
子 育 て 支 援 部	○	—	—	—	
経 済 部	○	—	—	—	
農 政 部	○	—	—	—	
建 築 部	○	—	—	—	
消 防 本 部	○	—	—	—	
学 校 教 育 部	○	—	○ ※2	○ ※3	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※1 対象市税は、市民税

※2 対象校は、千代田小学校、豊岡小学校、東光小学校、愛宕東小学校、光陽中学校及び東光中学校

※3 対象校は、大有小学校、北鎮小学校、東五条小学校、陵雲小学校、北星中学校及び六合中学校

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 負担金、補助及び交付金に関する事務

- ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- イ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ウ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- エ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- オ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認が行われているか。
- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 予算目的に反する支出はないか。
- ケ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

(2) 市税賦課に関する事務（市民税賦課関係事務）

- ア 台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
- イ 納税義務者、課税客体等は的確に把握されているか。
- ウ 調定漏れ、調定誤りはないか。
- エ 申告納税に伴う手続は適正に行われているか。
- オ 申告書の提出は適正に行われているか。また、受理の際、必要事項の点検が行われているか。
- カ 更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。
- キ 不申告、過少申告に対する処理は適正に行われているか。
- ク 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期限延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。

(3) 小・中学校に関する事務

[経理事務]

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- エ 支出負担行為に係る債務を確認した上で支出しているか。

[財産管理等に関する事務]

- ア 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。

- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品ラベルなどは正確に貼付されているか。
- ウ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
- エ 敷地境界が明確になっているか。
- オ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。
- カ 修繕が必要なものを把握しているか。
- キ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年9月1日から令和4年11月17日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、収入に関する事務は適正に処理されていると認められたが、支出に関する事務及び小・中学校に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

税	務	部
---	---	---

特に指摘事項なし。

福	祉	保	険	部
---	---	---	---	---

特に指摘事項なし。

子 育 て 支 援 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の交付申請において、要綱で規定する以外の方法により受付が行われ、交付決定しているものがあった。

(子育て助成課)

- ② 第49回不妊カウンセラー・体外受精コーディネーター養成講座受講費の支出に当たり、支払期限の令和3年度に支出すべき受講費を職員が立替払をした上で、令和4年度予算から支出していた。

(おやか応援課)

- ③ 里帰り出産等妊産婦健診補助金交付額において、超音波検査に係る算定を誤ったことにより、2,800円過大に決定し、支出しているものがあった。 ー改善済

(おやか応援課)

経 済 部

特に指摘事項なし。

農 政 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[検討を要するもの]

① 次の補助金交付要綱等において、交付の時期及びその算出基礎についての記載が概算払申請書の様式に規定されていないものや、概算払を規定することなく事業終了前に交付をすることができる旨を規定しているものがあることから、旭川市補助金交付基準との整合性を図るとともに、適正な事務処理となるよう補助金交付要綱等の見直しを検討されたい。

- ・新規就農者営農開始支援補助金交付要領
- ・新規就農者の飛躍を後押しする補助金交付要領
- ・旭川市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱
- ・旭川市多面的機能支払事業補助金交付要綱
- ・生産基盤改善促進事業実施要綱 (農政課, 農業振興課, 農林整備課)

○ 意見・要望事項

① 旭川市水利施設管理強化事業補助金, 生産基盤改善促進事業助成金及び旭川市林業担い手確保育成支援補助金において, 申請書や見積書, 事業費内訳表, 申請額算出調書, 変更事業計画書に誤記や記載漏れがあった。補助金交付決定の基礎になる申請書類等の確認が不十分であることは, 交付決定に係る事務処理の信頼性を損なうことにもなりかねないことから, 職員一人一人が基本的な事務処理について再確認するとともに, 組織としてチェック体制の強化を徹底し, 慎重かつ適正な事務執行の確保に努められたい。

建 築 部

特に指摘事項なし。

消 防 本 部

特に指摘事項なし。

学 校 教 育 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 小・中学校に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

① 学校の物品購入において、20万円未満の物品の購入については学校長に補助執行させているが、短期間に同一品を同一業者に複数回発注し、合計すると20万円以上となる事例があり、一括して発注をしなかった理由に疑問の残るものがあった。

令和3年度定期監査における同様の事例に対する要望を踏まえ実施している、各学校への周知や学校事務職員間での連携等事務改善の取組をさらに進め、経済性や公正性に配慮した事務執行をより一層徹底されたい。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	財政援助の内容	負担金の額	担当部局
旭川まちなかマネジメント協議会	旭川まちなかマネジメント協議会負担金	令和3年度 35,000,000円	経済部

※ 監査の対象事務は、令和3年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

- ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- オ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- コ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。

(2) 所管部局関係

- ア 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 交付要綱は適正に整備されているか。

- ウ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- エ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- オ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- カ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- キ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ク 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ケ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- コ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- サ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- シ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年9月1日から令和4年11月17日まで

(2) 実施方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金等の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

旭川まちなかマネジメント協議会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 旭川まちなかマネジメント協議会の経理事務について、規程で定めた書式が使われていないものが多数見受けられたこと、また、少額の現金収入支出に係る規定が明確でないことから、適切な経理事務の徹底を図るため、関係諸規程を含めた総合的な見直しを図られたい。

(2) 所管部局（経済部）に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 当補助金の額に結果として影響はなかったものの、旭川市補助金交付基準では、補助額の決定に当たり、事業の受益者負担額分の減額を考慮するよう規定しているが、当負担金交付要綱においては特に定められていない。実施団体は、朝市などにおいて出店者から出店料の収入を得ていることから、その取扱いについて明確化を図るため、交付要綱の見直しを検討されたい。

○ 意見・要望事項

(1) 団体に関する事項

- ① 旭川まちなかマネジメント協議会の経理事務について、決裁の押印漏れや現金受領の際の受領印漏れ、領収書の日付漏れなどが散見されたことから、適正な事務処理の徹底に努められたい。